

令和 5 年度

紀 要

第 27 号

仙台市精神保健福祉総合センター

は じ め に

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）の紀要第 27 号をお届けします。今号には、当センターが令和 5 年度に実施した研究報告と事業概要を掲載しております。当センターの活動に御協力くださいました関係各位に、改めて深く感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」交付に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」も一部改正され、令和 5 年 4 月から段階的に施行されています。今回の改正は、精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものとされています。この中には、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象となることが明記されました。

一方、令和元年 12 月に中国で報告されて以来、感染者に限らず広く一般市民の心身や日常生活に多大な影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日以降、感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類感染症となり、政府によって一律に日常の基本的感染対策を求められることはなくなりました。これに伴って、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は減少したものの、国・本市ともに自殺者数の増加等の新たな問題が発生し、感染予防や後遺症への対応等も含めて、引き続き、対策が必要とされています。

当センターの支援は、もともと、精神障害者のみに特化することなく、不登校・ひきこもりや依存症や希死念慮を有する方等も含めて、幅広いご相談を受けるとともに、東日本大震災の被災者やいわゆる複雑困難ケース等へのアウトリーチ支援も行っておりましたが、前述の現状を踏まえると、ニーズにきめ細やかに配慮した支援や人材育成が、従来以上に求められるようになってきていると考えております。

さらに、コロナ禍で縮小せざるを得なかった、デイケア活動や、地域移行・地域定着支援ならびに自死予防ハイリスク者支援における医療機関訪問、人材育成等も、令和 5 年度以降は、再開もしくはコロナ禍前よりも充実した形で実施する必要性がありました。しかし、平成 4 年度から 5 年度にかけては、異動等によって全職員のうち 3 分の 1 が入れ替わってしまったため、通常以上に努力と模索と工夫を重ねながら、取り組みを進めて参りました。

本紀要には、このような私たちのさまざまな取り組みの報告が盛り込まれております。御高覧の上、忌憚なき御意見や御指導をいただければ幸いです。

今後とも、御支援の程、よろしくお願い致します。

令和 6 年 9 月

仙台市健康福祉局障害福祉部参事 兼
精神保健福祉総合センター所長 事務取扱
林 みづ穂

目 次

I 研究・報告

1. 研究・報告

デイケア 「アディクション回復支援コース」 の立ち上げと取り組みについて…………… 1～4

地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）の取り組みについて…………… 5～7

2. 令和5年度 論文・学会発表等…………… 8～10

II 組織・業務

1. 仙台市精神保健福祉総合センターの概要…………… 11～14

III 事業概要

1. 診察状況…………… 15～16

2. 精神科デイケア…………… 17～40

3. 教育研修…………… 41～42

4. 技術指導援助・技術援助…………… 43～44

5. 組織育成…………… 44

6. 普及啓発…………… 45

7. 精神保健福祉相談…………… 46～49

8. 地域総合支援事業…………… 50～54

9. 地域総合支援事業 災害時メンタルヘルス対策事業…………… 55～59

10. 自死予防関連事業 自殺対策推進センター（こころの絆センター）…………… 60～66

11. 依存症関連事業…………… 67～72

12. ひきこもり関連事業…………… 73～75

13. 精神医療審査会・

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）業務…………… 76～77

IV 資料

1. 関係条例、規則等…………… 78